

宮脇昭氏指導による「植樹祭開催」

- 日 時 **10月8日(土)**
午前10時～正午(雨天決行)
- 受付場所 **上ノ国中学校駐車場**
(午前9時～午前10時)
- 植樹場所 **上ノ国中学校グラウンド側**
- 持ち物 軍手、長靴、カップ(雨天時)、移植
ゴテ(会場に準備しておりますが、
個数に限りがありますので、持っ
ている方は持参してください。)

※ポット苗5,000本を植樹します。

前日の10月7日(金)には宮脇氏を講師として、
中学生を対象とした森づくり講話を開催します。

- 講演内容
中学生対象の森づくり講話
- 日 時 **10月7日(金)**
午後3時20分～午後4時30分
- 場 所 **上ノ国町総合福祉センター**
(ジョイ・じょぐら)
- 入場無料(当日は、一般の方も入場できます。)



宮脇氏 略歴

岡山県生まれ。
広島文理科大学卒業。
平成18年地球環境国際賞
「スループラネット賞」などを受賞。
著書多数。

※この事業は、(社)国土緑化推進機構ローソン緑の募金事業の支援を受けて実施します。

○お問い合わせ 農林課 農業林業グループ 主催:「本物の森再生植樹祭 in 上ノ国」実行委員会

あなたの「ふるさと寄附金」が 被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通
じての被災者への義援金は「ふるさと寄附
金」として住民税・所得税の控除が受けられ
ます。日本赤十字社や中央共同募金会等へ
の義援金も「ふるさと寄附金」として控除が
受けられます。詳しくは総務省東日本大震
災関連情報ホームページをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp>

自衛隊江差地域事務所
(江差町字姥神町23・1)
Tel 52・2476

●試験日
平成24年1月14日(土)
※細部につきましては、自衛
隊江差地域事務所及び役場へ
お問い合わせください。

○お問い合わせ
役場 総務課

防衛省・ 自衛隊からのお知らせ

防衛省は、来年度採用にな
る陸上自衛隊高等工科学校生
徒の採用試験を次のとおり行
います。

●受験資格 15歳以上17歳未
満の男子で中学校卒業(来
春卒業予定者含む。)

●受付期間
平成23年11月1日(火) から
平成24年1月6日(金)

●試験日
平成24年1月14日(土)

●最低賃金額
平成23年10月6日(木)

●最低賃金には、精皆勤手
当、通勤手当、家族手当、臨
時に支払われる賃金、及び時
間外等割増賃金は算入されま
せん。

●特定産業(「処理牛乳・
乳飲料、乳製品、糖類製造業」、
「鉄鋼業」)、「電子部品・デバ
イス・電子回路、電気機械器
具、情報通信機械器具製造
業」、「船舶製造・修理業、船
体ブロック製造業」、「舟艇製
造・修理業」で働く者には
北海道の産業別最低賃金が適
用されます。

●お問い合わせ
厚生労働省北海道労働局
労働基準部 賃金課
(札幌市北区北8条西2丁目1番1号)
Tel (011) 709・2311

「必ずチェック最低賃金!」 使用者も労働者も

北海道内で事業を営む使用
者及びその事業場で働くすべ
ての労働者(臨時、パートタ
イマー、アルバイト等を含む)
に適用される北海道最低賃金
(地域別)が次のとおり改定
されます。

最低賃金額

時間額 705円

効力発生年月日

平成23年10月6日(木)

●最低賃金には、精皆勤手
当、通勤手当、家族手当、臨
時に支払われる賃金、及び時
間外等割増賃金は算入されま
せん。

●最低賃金額以上の賃金を支
払わない場合は、最低賃金法
違反として処罰されることが
あります。

●特定産業(「処理牛乳・
乳飲料、乳製品、糖類製造業」、
「鉄鋼業」)、「電子部品・デバ
イス・電子回路、電気機械器
具、情報通信機械器具製造
業」、「船舶製造・修理業、船
体ブロック製造業」、「舟艇製
造・修理業」で働く者には
北海道の産業別最低賃金が適
用されます。

●お問い合わせ
厚生労働省北海道労働局
労働基準部 賃金課
(札幌市北区北8条西2丁目1番1号)
Tel (011) 709・2311

個別的労使紛争の あつせんについて

北海道労働委員会では、労
働者個人と使用者の間で発生
した解雇や労働条件などに関
する労使紛争の解決を支援す
るための「あつせん」を行っ
ています。

「あつせん」は、労働問題
に精通した3人のあつせん員
(公益委員・労働者委員・使
用者委員)が、労使紛争の当
事者双方から事情を聴き、公
平中立な立場で問題点を整理
して助言などを行い、双方に
歩み寄りを勧める紛争解決手
段です。

あなたのプライバシーは守
ります。どうぞお気軽にご利
用ください。

《申請は簡単・費用は無料!》
遠隔地は現地に出向きます!》

○お問い合わせ

【あつせん申請】

北海道労働委員会事務局
個別対策グループ
(札幌市中央区北3条西6丁目)
Tel (011) 204・5667

【労働相談】

労働相談ホットライン
Tel (0120) 81・6105